

版權意識醸成以前の初期出版界

—— 仮名草子再考 ——

柏 崎 順 子

これまで江戸初期出版界の様相について、特に万治・寛文期というごく限られた時期に、所謂「江戸版」と称される独特の造本様式の本が作成されていたことに着目し、その江戸版を中心とした出版状況の調査をもとに、当時の江戸と京都の書肆の関係等について考察してきた。その途上で出版が開始された当初の出版界における所有意識の問題、具体的にいえばテキストという実体のないものを所有するという意識が、果たして現代と全く同じかたちで存在したかどうかということについて、疑問を呈したことがある⁽¹⁾。現在の法律用語でいうところの無体物の所有についての感覚は、近代になってからその認識が明確に定着したものであって、きわめて近代的な感覚のひとつといえるのである。

テキストの所有に関しては、著作権つまり著作物を著作者が保有する権利と、版權つまり出版する権利に大別することができるが、このうち著作権については、著者の人格権の尊重という発想から著作権という権利は主張されるのであり、あまねく人格を尊重するという発想が存在しない近代以前には、著作権というものを成立させる根本的な考えが欠如していたといってもよい。したがって江戸時代を通して著作権という考え方は確立しなかった。これに対して版權は、元禄十一年に京都と大阪の町触で重板・類板禁止令が出されている。重板とは全く同一の内容の本を出版する行為のことで、類板はテキストの一部を抜き出したり、全体のダイジェスト板を作成したりして出版する不正行為のことである。町触はそれぞれの都市における奉行所が管轄する地域においてのみ有効な法令であり、惣触のように全国的に効力をもつものではないが、この時点で少なくとも一部の地域では法的に版權に相当するものが確立していたといってもよい。

しかし本稿が問題としたいのは、法令が成文化される前の出版業界のなかでのそうした問題に対する意識がどのような状況を背景にどのように醸成されたのかとい

うことであり、そうした考察を通して、そのなかでの仮名草子の位置づけを模索することを目的としている。元禄11年といえば文学史的には上方では浮世草子が全盛で、江戸では師宣絵本などが出版されていた時期であるが、前述のように筆者の関心はその直前の万治・寛文・延宝・天和・貞享といった時期にある。ちょうどそれは出版界が既成のテキストを出版していた段階から、仮名草子という新たなジャンルが登場し、新作のテキストが商品化されたことによって、即ちテキストが世間に流布していない固有のものであるという状況が生じたことによって、テキストの所有の在り方がこれまでとは異なる段階に入った時期なのである。しかし所有の在り方が変容したことが、直ちに所有に対する意識の変化に結び付いたか否かは定かではない。実際には当時、出版界においてそうしたこれまでと異なるタイプの商品を扱っているのだという明確な認識が存していたかどうかは検討の余地がある。というのは当時の出版界の様相を通して多様な認識のもとに様々な対処がなされている実態を看取できるからである。本稿は前半はそうした江戸初期出版界のテキストの所有意識に関わる実態を整理、考察し、後半はその考察を踏まえて江戸初期出版界の様相を再考するなかで、仮名草子というジャンルの時代的位置付けについて考察してみたい。

初期出版界のテキスト事情

江戸初期、出版が開始された当初、まず出版に付されたのは仏書や漢籍、古典の注釈・実用書の類であった⁽²⁾。出版開始当初は出版物を享受する層が知識人に限られていたであろうことを考えれば出版が営利を目的とした事業である以上、出版物の内容が物の本であったことは当然といえば当然のことである。しかし、おそらく出版開始当初のこの状況はそれだけが理由ではなかった。いったい、出版という事業を開始するにあたっては、次のような三つの要素が必要不可欠である。ひとつは言うまでもなく資本であるが、これは他の商売についてもいえることであるからここではおくとして、二番目は印刷技術の確保である。印刷業は各工程が分業になっているが、特に版下書きや版木下絵師、彫師、刷師等の職人が揃わなくては商品としての書物は作り得ない。古くから寺院での印刷が行われてきた京都においては、こうした職人たちは既に存在していたわけで、そのことが、出版がまず京都で始まった所以でもあろう。三番目はテキストの確保である。出版業を始めるにあたって一番やっかいな問題は、おそらくこのテキストの確保という問題であったと考えられる。京都という文化的な伝統が長く、知識人も多い土地柄であっても、出版に付

すテキストが次々と作成されるほどには時代はまだ成熟していなかったのである。それ故に出版にまず付されたのが、寺院においてこれまでもテキストが提供されていた仏書であったことは当然のなりゆきといえよう。むろん、それは同時に需要という点においても営利を目的とした事業である出版を支えるに足るテキストであったということでもある。しかし書肆は営業の充実・拡大をはかるために他のテキストの開発に乗り出さなくてはならないわけで、そういう時期に漢籍の注釈や古典文学が出版されるようになるのであろう。これらも京都のどこか、公家や学者の家に所蔵されているテキストを、書肆が何らかの伝手を頼って入手したであろうことは想像に難くない。言うまでもなく出版が開始される以前、漢籍および日本の古典籍はごく一部の特権階級の間しかそのテキストの存在を認知していなかった。そしてこれら漢籍や古典籍のテキストは写本として伝わるものであり、その伝本は複数であることが一般的であった。つまり同一の書物が複数の場所に所蔵されているという状況が存在したのである。そしてそれら諸本は印刷物ではなく写本であるという点において、本文が全く同一であるということは考えにくく、むしろ異本が多数存在しているのが実態であったと考えてよい。この様にテキストが存在していたなか、書肆はそれぞれ別の所蔵者に、個別にテキストを提供してもらおうべく交渉し、その結果それぞれに異本ではあるが同じテキストが出版されていたということがこの時期の出版界の実態としてまず認識されるべきであろう。書肆はそれぞれに別の所蔵者に異本であるテキストの提供を交渉し、また異本である以上、全く同等の本ともいえないのであるから、そこに他の書肆が出版したテキストを流用したという意識は生まれにくい状況にあったといえる。

しかし実態としてはたとえ異本であれ、同一のテキストがあちこちから出版されることは、書肆にとっては売り上げが分散してしまい、営業に支障をきたすことになる。そのことが要因のひとつと考えられるが、初期の古典の出版物、例えば『平家物語』には次のような内容の刊語が散見される。

○元和九年『平家物語』

此平家物語一方檢校衆以數／人之吟味改字証加點爻句讀／元和七孟夏下旬令開板畢／或人曰庶幾記其姓名云々故／今準之而已／于時元和九初秋吉旦／洛陽三条東洞院諏訪町／杉田良庵玄与
(天理大学天理図書館所蔵)

○寛永三年『平家物語』

此書者 後鳥羽院御時信濃前司／行長入道撰之教東国於生佛者而／依令語之名
曰平家物語尔来座頭／相伝来故以檢校翻声為本因茲纂／檢校之諸善本而改文字
訂句読先／是之開板猶有謬乎今新刊之板／行又考仮名正文字者也／寛永三冥南
呂吉辰／一条室町菊池五兵衛
(内閣文庫所蔵)

○寛永五年『平家物語』

寛永三年の春の比藤田檢校／城慶加賀国にて筑紫方檢校城一／用ゆ雲井の本と
奥書侍る平家／物語を求侍き此本則其雲井の／本を写畢筑紫方檢校城一本と奥
／書侍る故に藤田檢校城慶此本を／用て八坂方の平家と号す／于時寛永戊辰曆
／九月上旬／洛陽三条寺町／中村甚兵衛尉開之 (『古活字版の研究』収載)

○寛永七年『平家物語』

此平家物語一方檢校衆以数／人之吟味改字証加点交句読／元和七孟夏下旬令開
板畢／或人曰庶幾其姓名云々故／今準之而已／惟皆寛永七庚午孟夏申子／於二
条玉屋町村上平樂寺雕開 (河野美術館所蔵)

このような跋は、同一のテキストが諸本存在するなか、自家の出版物の正統性、もしくは特徴をアピールすることで、その商品価値を高めようと意図したものと考えられる。出版初期に刊行されている『伊勢物語』諸本にも同様の跋を見出すことができる。

このように、出版が開始されて直後の出版物の多くが排他的な固有のテキストではなかったことが、版權という概念を形成しにくい状況を生んでいたということなのではなかろうか。こうしたことを改めて確認してみると、元禄十年刊『元禄太平記』のなかの当時の出版界の様相について記された次の部分が、まさしく古典と同様の性格を持つ漢籍に関しての同様の状況を語っていたことになる。

京本屋「つくづく本屋の不勝手なる、その源を考ふるに、多くは唐本を和板にするより生まれり。中頃史記・活法の争ひにて、七屋は衰へ、小紅はすたりぬ。朱子文集か、杜氏通典、にするならば世のためといひ、まして書林のたすけにならん。史記活法ともにおなじ。是等は本屋の中間倒し、たとえば一路に三車を押すがごとく、ともに破れてすたりゆく事、歎くにたえたり。よきかなや近年、重板類板制禁たりといへども、京都の板を大坂で重板し、大坂の板を江戸にて類板することは亦

憂の一つなり。ある人の申されしは、大明一統志、朱子文集などを見る程の学者は、大かた唐本を用ゆれば、和板を求むる事あるまじ。しかればかやうの大部なる書物は、売の程こころもとなし。唐本にて流行りしも和板になれば、売遠き物多し所謂宋学士全書、四書正解、呂東萊読詩記、四書緒言等なり。当世はただ堅い書物を置いてあきないの勝手には、好本か重宝記の類がましぢゃ」といへば、大坂本屋「仰ればさうじゃ。すでに大坂において家内重宝記が出来始めしより此かた、其の類棟に充ち牛に汗するほどあり。しかれども此ごろは、はや重宝記も末になり、万宝にうつる。諺解古うなれば、詳解あらたまり、大成すたれば集成起る。とかく書物も飛鳥川附丁の変る世のあきなひ、時移り事移り、古板尽き新板起る中にも、永う流行るは好色本なり⁽³⁾。

ここで語られている漢籍の一群は、以前から日本のあちこちに存在していた、あるいは当時唐船等で入ってきた典籍であるという双方の意味において、やはり以前から広く存在していた、固有の書肆に独占権の生じ得なかったテキストとして古典と同様の性格をもつものといえる。『史記』や『円機活法』を七屋と小紅の双方が出版して「ともに破れて廢れてゆく」という状況が語られ、出版界に存する問題として指摘されているのである。したがってそうした一群の漢籍と対比したかたちで、好色本がこれからの商品として良いとされる意味は、テキストが広く存在し、世間で共有しているという認識の存する漢籍は、たとえばその注釈の違いなどによって別個に商品化されてもテキストの原文そのものはどの注釈書にも存しているので、同タイトルのテキストが世の中に多く出回り、結果として共倒れになるという現象が起らない性質をもつ新作の、しかも娯楽に供するという点において読み捨てにされる、すなわち結果として固有のテキストになるという観点で語られているということとその意味内容として読みとるべきであろう。その後が続くくんだり、京都の本屋がこうした問題をはらむ漢籍に対して「当世はただ堅い書物を置いてあきないの勝手には好色本か重宝記の類がましじゃ」といったことを受けて、大坂の本屋が重宝記も「万宝」などと名を変え、その生活百科全書的な要素を拡大したような類似の書が出回ったり、漢籍もあるテキストについての注釈本である「何々諺解」や「何々詳解」が出版されたり、諸本や注釈等を集成する「何々集成」や「何々大成」等、書名は異なっても世の中に同種のものが氾濫して出版界が営業上の支障をきたすということを述べ、そうなるも重宝記も古典籍等と同様の弊害があり、結局一番商品としてよいのは好色本であるという意見を開陳していることにも、全体と

して一貫した意味をよみとることができるのである。

元禄 11 年京都・大坂における重板類板禁止令

このような古典籍や漢籍、実用書等の出版に生じている問題を打開するために、元禄十一年に京都と大坂で重板・類板禁止令が出されることになる。大坂の禁止令については大坂本屋仲間記録の『差定帳』に次のような記録がある。

一近来被仰出候作者不正新作之書物、或ハ作者不知写本者勿論、於御当地重板類板御停止被仰付被下候様ニ願上候処、保田美濃守様御列座ニ而被為聞召上、同十二日同廿日被召出、八田伴右衛門様、仁木八郎右衛門様を以段々御詮議之内、池田屋三郎右衛門方之弁々惑指南、和泉屋左衛門・小島勘右衛門・天王寺屋源右衛門、右三人之者共致重板候ニ付、同十月廿六日永見甲斐守様江御訴申上候得は、同十一月九日玄番頭様江、右式拾四人其外本屋不残御召ニ而、八田伴右衛門様・山中刑部右衛門様御詮議之上、御前江被為召出被為仰付候ハ、重板之者共不届ニ相極、依之重板者絶板、并売余り之書物拾五部被召上候、自今以後重板類板堅停止申付候条急度相守、互ニ申分無之様ニ可申合旨被為仰付候、同十八日ニ右重板三人之者共、絶板之割板并書物持参仕、双方申分無之旨御帳面ニ付候事⁽⁴⁾

この記録によれば、『弁々惑指南』という書物が重板された際、かねてから奉行所に重板類板の禁止令の発令を願い出ていたところであったので、この件の処理をお役所に持ち込んだところ、吟味の結果、重板をした書肆が罰せられたことがわかる。対象となっている『弁々惑指南』は仏書である。また次のような記録もある。

元禄十二年卯正月十一日、御口上ニ而被仰渡候留書之写
 一旧冬板木屋出入有之、落着之上向後重板類板仕候義御停止ニ被仰付候、増補致候義ニ候ハハ、元板江申届可仕候、町々年寄江次而ニ申合候様ニ被仰付候事⁽⁴⁾

この記録によって、先に述べた元禄十二年十一月の重板に関する訴訟において原告側が勝訴したのを機に重板・類板の禁止令が出されたことを、翌年本屋仲間はその「留書」を口上で伝え、周知の徹底を図っていることが知られるのだが、やはり問題視されているのは、漢籍等のひろく人口に膾炙したテキストについて、なんら

かの「増補」、たとえば注釈や本文の異同等を付加して出版したりすることによって元のテキスト自体が多く流布し、営業上の支障をきたすことにあることが、後半の、既に出版されているテキストに増補する際は元板を所有する書肆へ届け出るようにとする文面からうかがわれるのである。以上のように、元禄十一年の京都と大坂の重板類板禁止令は、『元禄太平記』のなかで具体的に述べられていたことと同様、古くから巷に広く存在し、元板が定めがたいようなテキストの出版を対象とした規制であると考えて間違いない。したがってこの元禄十一年という時点から古典籍や漢籍、実用書の類に関しては、最初に出版した書肆が元板として、たとえば何かの注釈書であれば、同時に印刷されたその原文も含めてその書肆が板株を所有するというようになっていったと考えてよからう。

寛延三年、江戸における出版をめぐる訴訟

この古典籍や漢籍、実用書に生じる同じ問題を重板・類板禁止令というかたちで対処した出版界であったが、この問題を今度は全く反対の角度から問題視し、訴訟となるのが寛延三年に江戸で起こった出版に関する訴訟である。この訴訟については以前詳しく論じたことがある⁽⁵⁾。この訴訟は原告と被告双方が個人ではなく、江戸の本屋仲間であったことから、被告側がその経緯の一部始終を大坂本屋書林衆中に書簡で逐一報告していたその記録が存しており、現在訴訟の全貌を知ることができるのである。

先達て御聞及可被下候楚辞王逸註、京江戸両板出来、出入内分ニテ相済不申、御公辺ニ罷成、去ル二月相済候。其節三組申合、自今争論無之様相定可申旨、御公辺へ申上置候に付、去ル三月初、三組惣仲間寄合之上、自今重板類板堅ク為致申間敷旨申談候所、南組衆中は類板無差構為致可申談被申候ニ付、内談一決不致、彼是仲間騒動之所、通り町組中通り組之内ニも、類板無差構様ニ致度と申仁有之、此度下拙共組合相除キ被申候。則別紙書付之人数南組と申合、類板無差構板行仕度旨、去廿八日御公儀様江御訴訟ニ被罷出候所、御取上被為遊候⁽⁶⁾

ことの発端は京都が元板（中村治郎兵衛・八尾平兵衛・西村市郎右衛門・中川茂兵衛・川南四郎右衛門・植村藤右衛門・小林半兵衛・藤澤三郎兵衛・上柳治兵衛・風月庄左衛門以上十名の相合板）の漢籍『楚辞箋註』（寛延二年十一月刊）を、江

戸の書肆前川六左衛門が『王註楚辭』を出版したことに対して出入りがあり、江戸の板は絶版という処置がなされた。元板の『楚辭箋註』は所謂補註本の和刻本である。江戸で出版された『王註楚辭』は所謂章句本の和刻本である。補註本とは前漢の劉向編『楚辭』に後漢の王逸が注を施し、自身と班固の序を増補した王逸章句（王逸註とも）本に、後に宋の洪興祖がさらに注を補った本のことである。したがって江戸で出版された所謂章句本『王註楚辭』は補註本『楚辭箋註』のなかにまると含まれているといえるのであるが、本来両書は学術的には異なる書物として扱われるべきものである。しかしながら元禄十一年以来、業界ではこうした事例は類板として扱われてきたのである。

当時江戸には通町組、中通組、南組という三つの本屋仲間があったが、そのうち南組は享保十二年に、主に江戸資本の本屋が独立して出来た組合で、通町組、中通組は上方資本系の本屋が中心の組合であった。江戸には重板類板禁止令は出ていないが、江戸の出版界が上方資本系の書肆が少なくないこともあり、重板類板への規制は業界内での取り決めというレベルで有効だったのである。このことは享保十二年正月に公儀から開板・重板・類板・蔵板という用語の意味を問われた際に江戸十軒店の月行事が、

- 一．類板と申候儀ハ、たとへハ東医宝鑑廿五冊先年被為仰付板行出来申候、右之書物之内肝要之处を書抜、小冊ニ致、或者外題を相応ニ付替、板行仕候得者、先板東医宝鑑之類板ニテ先板之難儀ニ罷成申候
- 一．重板と申儀ハ、たとへハ東医宝鑑をその儘ニテ又外ニ板行仕候へハ、先板之重板ニテ御座候、又ハ細字或ハ小本ニ致、板行致候も、重板ニテ御座候
(中略)
- 一．唐本を和板ニ似寄候物、板行ニ出来候儀ハ、たとへハ大明律と申書と和板ニ板行出来仕候様ニ、又唐本ニ増補大明律と申書物御座候由承及申候、是を以又外ニテ仕候へハ、先板大明律之重板ニテ前板之難義ニ罷成申候⁽⁷⁾

以上のように回答しているところからうかがえる。江戸でも少なくともこの享保十二年には上方で問題視され、重板・類板禁止令が出たのと同様に重板・類板の認識が存し、本屋仲間間の申合せとして効力を有していたのである。この訴訟で敗訴した前川六左衛門は南組、すなわち江戸資本の本屋である。訴訟落着後、本屋仲間の会合で重板・類板に関する申し合わせについて再度確認したところ、南組の者た

ちが異議をととなえ、類板は出来るようにするべきだという主張をしたが、その場で解決することができず、公儀の判断を仰いだというのがこの訴訟の発端である。この訴訟で南組が番所で陳述した内容には以下のような興味深い論が展開している。南組はこれまで類板として一括されてきた事例のなかには「類書」として、単純な類板と区別し、板行を認可するべきものがあると主張するのである。類書については次のような説明をしている。

類書与申ハ百人一首ニ百人一首、節用集ニ節用集、其外諸書物ニ同書ニ而も其作者之心入ニ而入事、或は注釈之違之儀ハ是以類書ニ而差構無之、上方ニ而茂夥數年々板行仕候、御当地之義も先規ノ仲間方式等立置、類書ハ無差構商売仕来候間、是迄之通申合候様ニ、内分ニ而及相談候得共、右之者共京都の格式杯与申、何分勝手斗申立、地店之申合一向相用不申候⁽⁸⁾

つまり、百人一首や節用集、その他の書物にも同じような本が幾種類も出版されているものがあるが、その同じような本でも作者が独自の见解や工夫をこらして記したところや、あるいは注釈において独自の部分があれば、その書は単なるダイジェスト版や抜き書きなどの「類板」とは異なるものとして、すなわち「類書」として扱うべきであって、別個の著作として認めるべきであるという主張である。この主張は『元禄太平記』が述べていた古典籍や漢籍、実用書の類の出版に生じる事象についての異なる認識の仕方であるにすぎず、全く同一の事象について角度を変えて見た際の問題なのである。上方の書肆がおのれの利権を守るために作った制度は、とりもなおさず遅れて営業を開始した江戸資本系の組合である南組の書肆にとっては致命的な打撃を被るものであった。そこで訴訟という拳に出たわけであるが、南組の言い分は、おのれの利権の確保のために知恵を絞った結果といえようが、注釈や見識を述べた箇所こそその書物の価値があるという価値観は、近代の著作権に通底する考え方といえるのであり興味深い。南組はさらにこうしたさまざまな注釈や見識が出版を通して公表できないのは世の中のためにも良くないと申立て、訴訟は南組に有利な展開を見せていたのであるが、判決は逆転敗訴であった。もしこの判決が南組の勝訴になっていたら、著作物への価値観もより近代的なものになっていた可能性が大きいのが、結果的にはそのような収束をみなかったのである。この訴訟で問題視されている書物は、『元禄太平記』で取り沙汰されていたのと同様の古典籍や漢籍であることは明白である。

このようにみえてくると、元禄期からこの寛延三年の訴訟時点に至るまで、出版界が問題視し、業界の働きかけで京都や大阪では町触まで発令された問題は、一貫していわゆる物の本や実用書故に起こる問題に特化されているとあってよい。そうした書物が抱える問題に出版界の関心が集中しているのであり、この問題を巡って制度化に努めたり、その結果生じる問題において訴訟が起こったりしているのである。後年、物の本と草紙というように対置される書物は営業上の問題としては、斯様な相違点を有しているということであらためて確認しておくべきであろう。したがってジャンルの問題としても、営業上生じる問題の上からいっても、物の本とは全く別次元の出版物として、元禄期の好色本は存在しているということなのである。

好色本（浮世草子）以前——仮名草子

以上、商品化されるテキストには元来異なるタイプのテキストが存在し、そのうちの、主に物の本に属するような、本来世間に広く流布しているテキストに生じる問題に焦点を絞って、さまざまな立場からその利権の確保に努めている様子を確認してみた。この状況を踏まえ、再び初期出版界の様相に立ち戻りたい。『元禄太平記』が好色本（浮世草子と同義と考えてさしつかえあるまい。以下に同じ）を特別な商品だと述べたのは、好色本が当時出版界で盛んに出版されていたジャンルの書物であったからに他ならないが、同様に新作の商品でかつ娯楽物であり、いわゆる物の本とは一線を画す書としては、その直前の時期に隆盛を極めた仮名草子が存している。出版史的にはむしろこの仮名草子が出版開始当初の仏書や古典籍、漢籍出版の次世代に登場した新しい商品という位置づけができるジャンルなのである。これまで考察を重ねてきた結果、この仮名草子の時代に出版界は何度かの画期があり、京都と江戸の書肆の関係がその都度変容していったものと考えられる。以下、この仮名草子の時代を考察するにあたって前稿までの調査で明らかになっている万治・寛文期前後の出版界の動向についてその大枠を述べておきたい。詳細は前稿によらねたい⁽⁷⁾。

江戸の出版は寛永期には点数は少ないものの仏書や漢籍の出版が確認できる。これに対し、娯楽に供するような本が登場するのは万治・寛文期に最盛期を迎える仮名草子であるといつてよい。この期に出版された江戸の仮名草子は松会を中心に本問屋・山本九左衛門という三書肆がほぼ独占的に出版していた⁽⁸⁾。松会はこの仮名草子出版以前から営業を開始しており、主に京都で出版された本の求板や復刻を行って営業していたのであるが、明暦年間を境にそうした商品はなくなり、替わって

他の二書肆に先駆けて万治年間には仮名草子を出版するようになり、寛文期になって本問屋・山本九左衛門も営業を開始する。この期の江戸の仮名草子は京都に元版が存在するテキストを使用しつつも独特の造本様式に仕立て直した所謂江戸版と称される本である。従来、江戸版は京版を勝手に流用した重板であるという認識が通説であったが、京版から江戸版に仕立て直される際、造本様式として変化する点に法則性を見出せること、しかしいったん江戸版が作成されてしまえば、江戸の書肆同士ではかぶせ彫の版も作成されることがあることから、京版が江戸版になる際の造本様式の変化は何らかの意味がある、あるいは約束事のようなものであると考えられること、京都の元版の書肆がいくつかの特定の書肆に集中する傾向があること、京版から江戸版に仕立て直される場合、必ず挿絵は別に描いて新たな挿絵に差し替えること、江戸版が作成されるのは万治・寛文年間に集中していること等の江戸版をめぐる法則性を勘案すれば、万治・寛文期のいわゆる江戸版は京都の書肆との何らかの関係性のなかで生じている現象と考えられるのである。この江戸版が延宝年間には激減する。それとともに仮名草子の出版も減少し、替わって松会を京都を元版とする往来物や節用集の求板を行い、貞享年間に入ると武鑑という新たな商品を出版するようになる⁽⁹⁾。本問屋は延宝期から師宣絵本を出すようになるし、山本九左衛門は延宝期以降、出版点数自体が目に見えて一時減少する。またこれら松会のグループとは別に鱗形屋も娯楽に供する本の出版を早くから始めているが、吉原を題材にした独自のテキストの開発に努め、他の書肆とは一線を画す営業路線を展開していた。この鱗形屋も延宝年間になるとその直前に短期間行っていた所謂江戸版の出版から師宣絵本や古浄瑠璃の出版にシフトしていくのである。そして貞享年間になると江戸版が減少したのと軌を一にして江戸と京都の相合版が出版されるようになる。すなわち、延宝から貞享あたりを境に、江戸と京都の出版界の関係の在り方が大きく変化したものと考えられる。こうした初期江戸出版界に生じている明暦年間と貞享年間の業界の変容は、暦出版に関わる動きと連動していると考えられるが、詳細は前稿を参照されたい⁽¹⁰⁾。

以上が大まかな初期出版界の状況であるが、鱗形屋の営業の様子からもわかるように、江戸の出版界には新たなジャンルの商品としては仮名草子の他にも早くから評判記の類や古浄瑠璃の正本も並行して存在していた。しかしおそらく古浄瑠璃と評判記は仮名草子とは質の異なる書物として認識されていたと考えられる。その理由は、まず出版する書肆の違いである。これまで当時の出版物を書誌的に調査することで初期出版界の様相を考察してきた結果、同じような時期に娯楽的なジャンル

として登場していながら、仮名草子と古浄瑠璃、あるいは評判記はそれぞれ異なる書肆が出版を担っていることが判明している。江戸では万治・寛文期に松会を中心に本問屋と山本九左衛門が所謂江戸版を出版していることは既述のとおりである。これらの書肆は少なくとも万治・寛文期には古浄瑠璃の正本は出版していない。この期に江戸で古浄瑠璃を出版しているのは、もすやが明暦三年に『咸陽宮』を、板木屋又左衛門が明暦四年に『うちのひめきり』を、ます屋が万治二年に『箱根山合戦』などであって、江戸版仮名草子を出版していた書肆とは別個の者たちが古浄瑠璃の出版を手掛けているのである。この現象は京都の出版界でも同様である。京都で仮名草子を出版する書肆は、例えば江戸版の元版を出版している水田甚左衛門・高橋清兵衛・山本長兵衛・林甚右衛門・山田市郎兵衛等は仏書や漢籍も出版するような書肆であり、その他の仮名草子を出版する書肆も同様の性格の書肆である。つまり当時の古浄瑠璃を出版する草紙屋とは一線を画する書肆なのである。ちなみに仮名草子が出版されていた頃の京都には八文字屋八左衛門や山本九兵衛等の草紙専門の書肆が営業しているが、これらの書肆が仮名草子の出版を手掛けることはほとんどない。こうした状況を考察する材料として長友千代治氏が紹介された寛文十二年刊『一休関東咄』のなかの次の件は興味深い⁽¹¹⁾。

門の左右に、何とはしらず人のむれるしをみれば、いかさまにも当世はやる虎や薬のたぐいならんと立よりてみれば、さはあらで、から大和の事ともしるしたるふみあき人、多くの草紙をかざりし中に、一休はなしとなんあり。ひらいてこれをみるに、聞しにまさるかる口、おもしろき事共いふにたらず。

上記のくだりは、寛文十一年二月二十五日の天神様の縁日の光景を叙述したものであるが、長友氏は書物が北野天神の社前で参詣の群衆が行き来するなかで売られていることに注目し、この期には既に読書が大衆化していたことに関心を寄せられているが、本稿では『一休はなし』を売っていた書肆を「から大和の事ともしるしたるふみあき人」と記していることに注目したい。「から」は「唐」であろうから、この「ふみあき人」は漢籍の類も扱うような書肆と考えられる。つまりこの書肆は漢籍等も扱いつつ、仮名草子『一休はなし』のような「多くの草紙」をも一緒に売っていたことになる。この「草紙」は、いわゆる仮名草紙の類であって、古浄瑠璃や評判記等のことではあるまい。したがって仮名草子は出版だけでなく流通においても物の本と一緒にされることがあったことが看取されるのである。以上のことか

ら仮名草子は古浄瑠璃等の草紙類とは同じ位置づけにはなく、かといってももちろん物の本でもない、出版界において微妙なところに位置づけされた出版物と考えられるのである。既述のように『元禄太平記』では物の本と好色本が対置されて論じられているのであるが、これまでの考察の結果を勘案すれば、おそらく仮名草子は物の本と対置される書物という認識はなかったと考えられる。古典籍や漢籍といった物の本とは異なる新作物ではあるものの、『元禄太平記』における好色本とは一線を画するジャンルの書物であること、その点を踏まえた上で、所謂江戸版が元版である京版を勝手に流用したのではなく、書肆間の何らかの繋がりのもとに作成されている意味を考えてみるべきなのである。仮名草子とは何かという根本的な問題を考える上で一つの興味深い点といえよう。

ところで出版史の問題として営業上の観点からこの時期を見直してみると、この貞享頃の出版界の変容は、江戸の書肆にとって、いよいよ自前でのテキストの開発を余儀なくさせられる出来事であったといつてよい。これ以降、江戸の書肆がより真剣にテキストの開発に乗り出した結果、赤本や青本のような、いわゆる地本を生み出していくことになるのである。したがってこうした出版界の動向が江戸の書肆に江戸由来の草紙の開発を促したのであり、この時点をもって「地本」という概念が醸成されていったものと考えられる。こうした事情を踏まえれば、山本九左衛門や鱗形屋の出版物も、貞享年間あたりの出版界の変容の前後で異なる扱いをするべきであろう。つまり貞享以前の草紙類は「地本」という枠組の中で扱うべきではないということである。同様に書肆としての性格においても、貞享年間以降になって初めて草紙屋としての路線を確立すると考えるのが穏当であろう。先述したように、山本九左衛門は貞享以前は江戸版仮名草子を専門として出版しているのであり、その仮名草子は草紙類とは微妙に性格の異なる位置づけがなされているジャンルと考えられるし、鱗形屋のように当初から草紙屋の性格を濃厚に有していた書肆も、営業開始当初は吉原物の評判記等を出版していたのが、寛文十年代には短期間の間、所謂江戸版様式の本を出版するなど営業路線の模索期間を経て、貞享年間以降になって、師宣絵本等も同時に手掛けつつも、一気に古浄瑠璃の出版点数をふやしていき、そうした芝居関連の本のスタイルから赤本・青本等のジャンルを生み出していくのである。貞享四年『江戸鹿子』には「浄瑠璃本屋」として松会・山本九左衛門・本問屋・うろかたや三左衛門の名が記載されているが、元禄二年『江戸図鑑綱目』には同一の書肆が「地本屋」と記述されているのは、この「地本」という概念が、少なくとも貞享四年には、まだ定着していないことを示唆している。即ち、当時これ

らの書肆の出版物を「地本」とする認識はなかったと考えられるのである。以上のことから、「地本」という概念が出版界の既述のような関係性の変容の結果生じた概念であるとすれば、たとえ内容としては通底するものがあったとしても、その前後で草紙類は区別して扱うべきである。出版史の観点からは、この区別は重要である。

注

1. 柏崎順子「江戸版考——版權の様相」(『日本古書通信』第948号, 2008年7月, 日本古書通信社), 柏崎順子「江戸版考 其三」(『人文自然研究』第四号, 2010年3月, 一橋大学大学教育開発センター)
2. 江戸初期の出版物については最近『江戸時代初期出版年表』(勉誠出版, 2011年2月)が出版されたことによって一望できるようになり, これまで初期の出版物については調査の経験や印象としての叙述にとどまっていた段階から, 出版物の内容を検証できる段階にはいつている。
3. 『大坂本屋仲間記録第二巻 出勤帳』(大阪府立中之島図書館発行, 清文堂出版株式会社, 昭和五十一年)
4. 柏崎順子「江戸出版業界の利権をめぐる争い——類板規制の是非」(『Intelligence』第3号, 2003年, 20世紀メディア研究所)
5. 『京都書林仲間記録 第五巻 上組済帳標目』(宗政五十緒・朝倉治彦編, ゆまに書房, 昭和五十二年十二月)
6. 『大坂本屋仲間記録 第一巻 備忘録』(大阪府立中之島図書館発行, 清文堂出版株式会社, 昭和五十一年)
7. 柏崎順子「初期江戸出版界と伊勢」(『人文・自然研究』第六号, 一橋大学大学教育開発センター発行 2012年3月)
8. 鱗形屋もこの期に数点仮名草子を出版するが, これは一時的な試みであって松会等とは一線を画す動きである。詳細は拙稿「鱗形屋」(『言語文化』第47巻, 2010年12月, 一橋大学語学研究室発行)を参照されたい。
9. 柏崎順子「松会三四郎 其二」(『言語文化』第45巻, 2008年12月, 一橋大学語学研究室発行)
10. 柏崎順子「江戸初期出版界と伊勢」(『人文自然研究』第六号, 2012年3月, 一橋大学大学教育開発センター)
11. 長友千代治「門前の絵草紙屋」(『近世の読書』日本書誌学体系52, 昭和62年, 青裳堂書店)